

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県千葉市花見川区武石町一丁目258番地

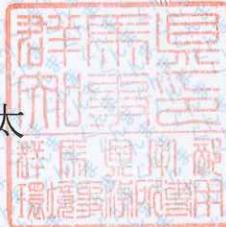
氏 名 株式会社イシハラ

代表取締役 石原豊

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和 7年 6月15日

許可の有効期限

令和 12年 6月14日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨纖維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）

※①については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑯については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定

様式第七号（第十条の二関係）

める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑯については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるもの）を除く。) を含む。

※⑰については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑱については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるもの）を除く。) を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 2 年 6 月 15 日 新規許可

令和 7 年 6 月 15 日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・

5 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有・